仕　様　書

年　度	平成24年度
場　所	三原市宮浦一丁目　宮浦浄水場
名　称	宮浦浄水場場内水銀灯取替工事
種　別	管理受託　　第　号
期　間	年　月　日～　年　月　日まで(契約締結後　日間)
概　要	水銀灯　300W H=5.0m　取替　12基

三 原 市 水 道 部

工 事 数 量 総 括 表

工事名称	宮浦浄水場場内水銀灯取替工事 (当初)	事業区分	
		工事区分	

名称・施工箇所・施工方法等	規　　格	単　位	数量	摘　　要
本工事費		式	1	
場内水銀灯取替工事		式	1	レベル１
水銀灯設置工		式	1	レベル２
水銀灯設置	HST5A-300 H=5.0m 可倒式 (基礎共)	基	12	レベル３
ポール灯(器具本体･ﾗﾝﾌﾟ･安定器共)	HST5A-300(材工共･ﾎﾟｰﾙの建柱を含む)	灯	12	
ｱﾙﾐﾎﾟｰﾙ	H=5.0m 可倒式	本	12	
ｼﾞｮｲﾝﾄﾕﾆｯﾄ		個	12	
屋外灯基礎	掘削埋戻し共	箇所	12	
ｱﾝｶｰﾎﾞﾙﾄ･ﾅｯﾄ･ﾜｯｼｬｰ	M-24-500×450･300(SUS製)	組	12	
ｹｰﾌﾞﾙ		式	1	レベル４
電線管		式	1	レベル４
水銀灯撤去工		式	1	レベル２
水銀灯撤去	300W H=5.5m (基礎共)	基	12	レベル３

工 事 数 量 総 括 表

工事名称	宮浦浄水場場内水銀灯取替工事 (当初)	事業区分	
		工事区分	

名称・施工箇所・施工方法等	規　　格	単　位	数量	摘　　要
水銀灯撤去工	300W H=5.5m	基	12	
水銀灯基礎撤去処分		箇所	12	レベル４
直接工事費		式	1	
共通仮設費率額		式	1	
共通仮設費合計				
純工事費				
現場管理費		式	1	
工事原価				
契約保証費				
一般管理費(契約保証費含む)		式	1	
工事価格				
消費税相当額		式	1	
工事合計				

特　記　仕　様　書

第1章　総則

第1節　適用

１．本特記仕様書は，宮浦浄水場場内水銀灯取替工事に適用する。

２．本特記仕様書に記載のない事項については，次によるものとする。

・土木工事共通仕様書　平成２３年度　広島県

・水道工事標準仕様書　【設備工事編】　２０１０　日本水道協会

・水道工事標準仕様書　【土木工事編】　２０１０　日本水道協会

・ただし，設計書及び設計図面に特別な記載がある事項並びに特記仕様が付加された事項についてはこの限りではない。

第2節　現場管理

１．請負者は工事現場内において，監理技術者，主任技術者（下請けを含む）に工事名，工期，顔写真，所属会社名及び証明印の入った名札を着用するものとする。

２．工事の施工については，場内の構造物を損傷させないように十分注意すること。万一損傷を与えた場合は，直ちに監督員に報告し，監督員の指示に従い請負者の負担において速やかに原形復旧すること。

３．機器の搬入，搬出については，既設設備及び搬入する機器を損傷させないように施工箇所周囲等に養生を施し，細心の注意を払って行うこと。また，搬入搬出方法については現場に合った最善の方法を検討し，監督員に計画書を提出すること。

４．請負者は工事現場が隣接し，または同一場所において施工する別途工事がある場合は常に相互協調し十分調整の上，工程，施工管理等に努めること。

５．請負者は工事現場内の労働安全に留意し，風紀及び衛生の取締りならびに火災，盗難，その他事故防止について責任を持って十分な注意を払うこと。

第3節　諸法令の順守等

１．本工事の施工にあたり，請負者は関係諸法令を遵守し，工事に必要な届出，手続き，申請等は請負者が代行し，これに要する費用はすべて請負者の負担とする。

２．本工事にて準拠すべき規格並びに基準は特に記載のない事項については現行の下記によること。

１）日本工業規格（ＪＩＳ）

２）日本水道協会規格（ＪＷＷＡ）

３）水道施設設計指針・解説

４）水道維持管理指針

５）電気規格調査会　標準規格（ＪＥＣ）

６）日本電機工業会　標準規格（ＪＥＭ）

７）電線技術委員会（ＪＣＳ）

８）電気設備技術基準（経済産業省令）

９）内線規定

10）労働基準法

11）労働安全衛生規則

12）公共建築工事標準仕様書・標準図・工事監理指針（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
（電気設備工事編）

13）その他関係法規

第4節　施工体系図

請負者は，土木工事共通仕様書第１編１－１－１２第２項によるほか，下請負契約を締結したときは，遅延なく施工体系図を作成し，監督員へ提出すること。ただし，請負代金額１,０００万円未満の工事は除く。

第5節　図面

実際の図面と縮尺が異なる図面（縮小図面）については，契約締結後，請負者に対し，関係図面の原図又はデータを貸与する。

第6節　提出書類

１．提出書類及び部数は水道部において定めているもの及び監督員の指示によるものとする。なお，これらに要する費用はすべて請負者の負担とする。

２．主要機器等については，監督員と本仕様書及び設計図に基づく設計製作に関し詳細な打合せを行い，承認図を作成し提出すること。

１）各機器製作図

２）機器配置図

３）その他監督員が指示するもの

３．本工事に使用する機器，材料等は見本品及またはカタログ等の承認図を提出すること。

４．本工事完了後，完成図書を２部作成し監督員に提出すること。また，完成図書一式を電子データとし提出すること。（図面はＪＷ－ＣＡＤデータ及び完成図書はＰＤＦデータに変換し提出すること。

１）竣工図

２）施工図

３）機器完成図

４）取扱説明書

５）各種機器試験成績書

６）現地試験調整成績書

７）官公署届出書類

８）その他必要なもの

第7節　完成通知

請負者は，土木工事共通仕様書　第１編１－１－２第２９項に規定する工期の終期日の１４日前（工期の終期日の１４日前が土曜日，日曜日，祝日等にあたる場合は，その前日）までに工事を完成するとともに，監督員を通じて発注者に対し，完成届を提出するものとする。

第2章　施工条件

第1節　作業時間等

作業時間は，月曜日から金曜日の 8 時 30 分から 17 時 00 分までの間とし，土日祝日は休工とする。やむを得ず，作業をおこなう場合は監督員と協議すること。（場内への入場は 8 時以降とする。）

第2節　工事中の安全確保

建設機械施工安全技術指針は，国土交通省大臣官房技術調査課長及び国土交通省総合政策局建設施工企画課長通知（平成 17 年 3 月 31 日）を参考とすること。

第3節　仮設物

請負者詰所，工作小屋，資材置場及び足場等の仮設物を設置する場合は，その設置位置及びその他について監督員の承諾を受けること。

第4節　工事用電力，用水，電話等

工事用の電力，水，電話等に必要な仮設物は請負者がその手続きをし，設置および撤去までを行うものとする。なお，これらの費用はすべて請負者の負担とする。ただし，監督員が承諾した場合は既存設備を使用することができる。また，試験および試運転等に必要な電力および用水は支給する。

第5節　建設副産物（建設副産物がある場合）

１．特定建設資材廃棄物（アスファルト殻・コンクリート殻）

アスファルト塊・コンクリート殻については，原則として再生合材施設に搬入することとし，これにより難い場合は，別途協議すること。

２．建設発生土（建設発生土リサイクルプラントまたは建設発生土受入地）

当該工事により発生する建設発生土は，公の関与する埋立地，建設発生土処分先一覧表に掲載されている建設発生土リサイクルプラントまたは建設発生土受入地（一時たい積を含む。）のいずれかに搬出するものとする。

また，搬出先として，運搬費と受入費（平日の受入費用）の合計が最も経済的になる建設発生土リサイクルプラントまたは建設発生土受入地（一時たい積を含む。）を見込んでいる。したがって，正当な理由がある場合を除き残土処分に要する費用（単価）は変更しない。

なお，工事発注後に明らかになったやむを得ない事情により，建設発生土処分先一覧表に掲載されている建設発生土リサイクルプラントまたは建設発生土受入地（一時たい積を含む。）への搬出が困難となった場合は，発注者と請負者が協議するものとする。

第3章　施工管理

第1節　工程管理

請負者は，1 週間分の工事日報を翌週の月曜日（月曜日が祝日の場合はその翌日）までに，その週の週間工程とあわせ，監督員と面談のうえ提出するものとする。また，添付書類について監督員から補足を求められた場合は，直ちに提出しなければならない。

第2節　検査及び試験

１．請負者は本工事において水道部が行う検査を受け，これに合格しなければならない。なお，これらの成績は請負者にて作成し，監督員に提出すること。

２．本工事における検査（中間検査・工場検査・完成検査）及び試験の詳細については監督員との打合せによるものとする。
３．主要機器については，工場検査を行うものとするが，メーカー等の試験成績書等で確認できる場合は監督員の承諾を受けた場合は省略することができる。
４．検査及び試験に要する一切の費用はすべて請負者の負担とする。ただし，水道部職員の派遣費等は含まない。

第3節　工事立会

請負者は，水中，地下等に埋設する工事，その他工事完了後外部から明視できなくなる箇所を施工するとき，または重要な工事段階において施工する場合は監督員の指示に従い，立会いのもと施工すること。ただし，監督員の承諾を受けた場合はこの限りではないが，工事状況等を撮影し，その都度監督員に提出しなければならない。

第4節　その他

１．本設計書における配置図などは参考資料であり，現場をよく調査・検討した上で詳細な施工図などを監督員に打合せ簿により提出し，承諾を受けること。
２．本設計図書等は設計の大要を示すものであり，詳細部等について技術的必要事項は明記無くとも請負者の負担において完全に施工すること。
３．建築構造，機械設備等のとり合いの関係でおこる機器の位置及び配線路等の軽微な変更が生じた場合については，監督員と打合せの上，請負金額の変更を行わず施工すること。
４．工事完了後，請負者は水道部の指示する期間内に各機器について，専門の熟練した技術者を派遣して機器の取扱説明を行うこと。
５．工事完了後，後片付け，清掃及び仮設物の撤去等は監督員の指示により速やかに行うこと。
６．近接する地域住民に工事内容等を十分に周知したうえで，苦情やトラブルのないように施工に努めること。
７．本特記仕様書及び設計図面等に明示のない事項，またはその内容に疑義が生じた場合は監督員の指示によるものとする。

第4章　その他

第1節　保証期間

１．本工事の保証期間は引渡し後２年間とする。

２．工事完了後，請負者の設計製作の不備，材料不良及び工事の不完全に起因すると判定される故障，または性能，機能上の不備欠陥を生じた場合には，請負者の負担において速やかに水道部の指示するとおりに修理または新品と取替を指示する期間内に完了すること。なお，保証期間後といえ，機器の欠陥等が見つかった場合には請負者は無償にて速やかに水道部の指示するとおりに修理または新品と取替を行うこと。

３．また，設計工作及び部品の不良等に起因する事故に対して，その因によっては請負者が責任を負うものとする。

第2節　主任（監理）技術者の配置等

１．主任（監理）技術者の専任期間等

専任が義務付けられた工事に配置される技術者の専任期間について，次に掲げる場合で，打合せ簿等により，その旨を明確にしたときは専任を要しないものとする。

なお，工期の終期が到来する前に工事完成検査が終了した場合の配置期間は，引渡しを受けた日までとする。

１）契約上の工期の始期から現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置，資機材の搬入または仮設工事等が開始されるまでの間）

２）工事用地等の確保が未了，自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により，工事を全面的に一時中止している期間

３）橋梁，ポンプ，ゲート，エレベーター等の工場製作を含む工事であって，工場製作のみが行われている期間

なお，工場製作の過程を含む工事の工場製作過程においても，建設工事を適正に施工するため，主任（監理）技術者がこれを管理する必要があるが，当該工場製作過程において，同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な監理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は，同一の主任（監理）技術者がこれらの製作を一括して管理することができる。

２．主任（監理）技術者の変更の特例

次に掲げる場合で，打合せ簿等により，その旨を明確にしたときは，主任（監理）技術者の変更ができるものとする。

１）受注者の責によらない理由により工事中止または工事内容の大幅な変更が発生し工期が延長されたとき。

２）橋梁，ポンプ，ゲート，エレベーター等の工場製作を含む工事であって，工場から現地へ工事の現場が移行する時点

なお，いずれの場合も発注者と請負者との協議により，交代の時期は工程上一定の区切りと認められる時点とするほか，交代前後における主任（監理）技術者の技術力が同等以上に確保されるとともに，工事の規模，難易度等に応じ一定期間重複して工事現場に設置するなど，工事の継続性，品質確保等に支障がないと認められることが必要である。

第5章　工事

第1節　工事材料

本工事に使用する諸材料は監督員の承諾を受けて使用すること。また，設計図書等に記載された型番は参考とし，同等品以上を使用すること。

第2節　施工図

工事の施工に先立ち，施工の際に必要となる機器据付，配管配線，スリーブ，箱抜き等の図面を提出し，監督員の承諾を受けること。また，同一場所において施工する別途工事がある場合は取合い関係等の図面を作成し速やかに他工事請負業者と取合いをすること。

第3節　工事写真

工事の進捗状況や工事完了後の状況確認が可能な部分及び監督員が必要と指示した部分について工事等の状況を示す写真を撮影し，作業完了後，速やかに監督員に提出すること。

第4節　施工範囲

１．場内水銀灯の据付及び既設配線との接続工事

２．新設水銀灯基礎の製作据付工事

３．既設場内水銀灯及び外灯基礎の撤去処分

４．その他上記に伴う諸工事